

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 7 月 26 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1700107号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700130号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月31日及び平成16年4月1日の標準賞与額を30万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月31日及び平成16年4月1日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年7月31日及び平成16年4月1日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月31日
② 平成16年4月1日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②に支給された賞与の記録が漏れていますので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとするB社から提出された給与支給明細書及び同社の回答並びにA社の元経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、平成15年7月31日及び平成16年4月1日に30万8,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の元事業主からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について回答を得られず、B社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700150 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700131 号

第1 結論

請求者のA社における平成 16 年 4 月 1 日の標準賞与額を 5 万 8,000 円に訂正することが必要である。

平成 16 年 4 月 1 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 16 年 4 月 1 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 4 月 1 日

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録が漏れていますので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書、A社のタクシー事業部門を統合し、同社が保有していた資料をすべて引き継いだとする B 社から提出された給与支給明細書及び同社の回答並びに A 社の元経理担当者の陳述から判断すると、請求者は、平成 16 年 4 月 1 日に 5 万 8,000 円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の元事業主からは、請求者の賞与の届出や保険料納付について回答を得られず、B 社は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないとから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。